

## 川崎都市計画公園の変更（川崎市決定）

都市計画公園中 2・2・215号古川公園を廃止する

### 理 由 書

本市において都市計画決定されている公園・緑地の中には、事業が着手されていないものや、事業が休止されているもの、長期間事業中のものが存在しております。このような、公園・緑地などの都市計画施設の区域には、都市計画法第53条に基づき建築しようとする建築物の階数や構造に制限がかかっており、長期にわたって、こうした制限をかけ続けることが課題となっております。

このため、都市計画施設としての公園・緑地のあり方を再構築し、完成に向けた区域の見直しの考え方や、効率的・計画的な整備方向を明らかにする必要があることから、本市では、平成23年1月に「長期未整備公園緑地の対応方針」を策定し、同方針に基づき、長期間未整備となっている公園・緑地の対応等について、検討を進めております。

幸区古川町地内に計画されている「古川公園」は、昭和35年に都市計画決定を行いましたが、現在においても公園の整備に着手できておらず、周辺では古川公園に予定していた機能と同等程度の機能を有する公園が整備されていることから、都市計画の変更(廃止)を行うものです。